

官報

号外 昭和四十二年六月八日

第五十五回国 衆議院会議録 第二十三号

昭和四十二年六月八日(木曜日)

議事日程 第十八号

昭和四十二年六月八日

午後二時開議

第一 地方交付税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 昭和四十二年度における地方財政の特別

措置に関する法律案(内閣提出)

第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

政治資金規正法改正に関する緊急質問(島上善

五郎君提出)

政治資金規正法提出遅延に関する緊急質問(門

司亮君提出)

政治資金規正法改正に関する緊急質問(伏木和

雄君提出)

日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

日程第二 昭和四十二年度における地方財政の

特別措置に関する法律案(内閣提出)

昭和四十二年六月八日 衆議院会議録第二十三号

議員請暇の件

政治資金規正法改正に関する島上善五郎君の緊急質問

日程第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法
の一部を改正する法律案(内閣提出)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出)
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案
(内閣提出)

午後二時八分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きま
す。

議員請暇の件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

議員松田竹千代君から、海外旅行のため、六月
十七日から本会期中、議員宇都宮徳馬君から、海
外旅行のため、六月二十一日から本会期中、右い
ずれも請暇の申し出があります。これを許可する
に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。
よって、許可するに決しました。

政治資金規正法改正に関する緊急質問(島上

善五郎君提出)

政治資金規正法提出遅延に関する緊急質問

(門司亮君提出)

政治資金規正法改正に関する緊急質問(伏木

和雄君提出)

○島岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出し
たします。

すなわち、この際、島上善五郎君提出、政治資
金規正法改正に関する緊急質問、門司亮君提出、
政治資金規正法提出遅延に関する緊急質問、及び
伏木和雄君提出、政治資金規正法改正に関する緊
急質問を順次許可されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 島岡高夫君の動議に御異
議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。
まず、島上善五郎君提出、政治資金規正法改正
に関する緊急質問を許可いたします。島上善五郎
君。

〔島上善五郎君登壇〕

○島上善五郎君 私は、日本社会党を代表して、
政治資金規正法の改正に関して、佐藤総理に対し
て質問を行なわんとするものであります。(拍手)
御承知のように、この問題は、すでに六年前、
第一次選挙制度審議会において、政治資金は党員
の負担する党費及び党を支持する個人の献金す
る淨財によってまかなうべきものである。した
がって、会社、法人その他の団体の献金は一切禁
止すべきものであるとの答申がなされたのであり
ますが、政府と自民党はこれに一顧も与えず、た
な上げにしたままになっておりました。ところが
が、昨年来のいわゆる政治の黒い霧の荒廃により
まして、政治と金の不明朗な、そして野方図な関
係を肅正せよとの世論が急速に高まり、さらにそ
の後の選挙の醜態な実態等にかんがみまして、第
五次選挙制度審議会においてこの問題を取り上
げ、政治資金のあり方を、他の選挙制度全般の改
善が実現するまでこのまま放置することができな
いことを全員一致をもって確認し、他の選挙制度
改善と切り離して、当面緊急に措置すべき事項と
して、本年四月七日、佐藤総理に対して答申がな
されたところであります。

佐藤総理は、この間の事情を十分に承知の上
で、答申が正式に出される以前から、またはその
後の統一地方選挙中、さらに最近に至るまで、再
三再四にわたって、答申を尊重し、すみやかに法

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号

政治資金規正法改正に関する島上善五郎君の緊急質問

六三六

案として国会に提出し、今国会において成立をはかると言明し、公約してきたのであります。また、直接この問題を所管する藤枝自治大臣も、この国会の委員会におきまして、当初は五月中旬までに提出したいと答弁し、次いで五月末までには何とかまとめた、こう答弁し、さらに六月の初めにはぜひ出した、という答弁を繰り返してまいりました。しかるに、国会会期も余すところ三週間に至った今日、なお党内調整に名をかりて、実は党内の強い反対に押されてじんぜん日を送り、いまだ閣議決定もできず、総理と自治大臣はみずからの無力と不誠実を暴露し、国民からははたしい不信と失望を買っているのであります。(拍手)

そこで、私は国民の要望を体して、以下数点につきまして具体的に伺いますので、明快率直な答えをいただきたいと存じます。

その第一は、一体いつ閣議で決定し、いつ国会へ提出するかを明らかにされたいのであります。

今国会で成立をという以上は、当然会期内成立を期することでありましょうから、すでにおそきに失する今日、なるべく早く出した、などという抽象的な一時のがれの答弁では、われわれは断じて承服することはできません。(拍手)われわれは、明日の閣議で決定して直ちに国会提出の手続をとられることを要求いたしますが、もしそれができないならば、臨時閣議でできるか、十三日の閣議でできるか直ちに国会提出の手続をとるか、その点、総理大臣、責任を持ってはっきりとお答えいただきたいのであります。(拍手)

第二点は、答申尊重についてであります。冒頭にもちょっと触れましたが、かつて池田内閣は、第一次審議会の答申を受けて、これを尊重

すると言明しましたが、答申の大事な柱であった政治資金規正は全然たな上げっぱなし、連座制もまた骨抜きにして実効のあがらないものにしてしまいました。たしか総理も当時閣僚として骨抜きの一半の責任をになわれたはずであります。自民党とその政府が骨抜きの名人であることは、新聞の漫画の種にもされておるところで御承知だろうと思います。(拍手)

そこで私は、今回答申を尊重すると申しておりますが、若干心配になりますのでお伺いしたいのであります。今回の答申は、御承知のように緊急に措置せよとの前提に立って、政治資金規正の対象にしても、金額にしても、きわめて具体的に示しております。答申尊重とは、具体的に示されておりますものは、そのワク内で正確に法文化することであり、おおむねとか、準ずるとかの表現を用いている点につきましても、その精神を正しく取りつて法文化することだと私も理解しております。総理大臣はどのようにお考えか、はっきりお答えをいただきたいのであります。

また、自民党総裁でもあります佐藤総理が、尊重のたてまえを貫こうとするのでありますれば、国会提出後、与党による答申無視の修正などは断じてあり得ない。いな、許し得ないことであると考えますが、総理はどのようにお考えか。(拍手)私が、このように伺いますのは、実は、私の承知するところによりますれば、答申がなされてから二カ月余り、ブロック会議だ、選挙調査会、総務会、やれ合同懇談会、やれ顧問会議などと、いままでの自民党にはかつて見ることでできなかった、慎重の上にも慎重の検討を続け、先般発表した自治省案にもその意向を反映し、国や地方公共

団体と請負関係にある会社、政府関係金融機関から融資を受けている会社のうち、それぞれ一割以下のものをはずしたり、実施時期を政令にゆだねて大幅にずらすとするなど、明らかに答申無視の骨抜きを加えているのに、自民党内には、いままとお本質的反対とも解される反対論が強く、そうかといって、いまだに及んで提案しないわけにもいけません。そこでもかき二応出だけ出そう、その先のことは審議の過程でと、大幅修正が流産の謀略的意図が有力に動いていると、こととてあります。もしそうであるならば国民と野党を欺くもはなはだしいもので、断じて許されないと考えます。(拍手)

私は、この際、総理に対して、党内におけるこのような不純な動きを勇断をもって排除し、いま述べました二点、すなわち、実施時期を早めて明確化すること、請負関係、融資関係の一割以下の除外の取りやめなどで答申の線に近づけることこそ総理のいままでの公約に忠実なゆえんであると考へ、これらの点につき重ねて総理の答申尊重の真意を伺いたいと思います。(拍手)

第三点は、今国会成立についてであります。自民党内に今日なおいわゆる車の両輪論が盛んであることは総理もよく御承知のところであります。そして、この両輪論は、今国会で政治資金規正法改正を成立させないで、次の区割り等の答申とからませようとする議論であることもまた明らかであります。この議論をなす人々の胸中を私なりに推測いたしますれば、今国会で成立させないで、むしろ小選挙区推進のてこに利用しようとする小選挙区推進論者の魂胆と、また一方には、反対に、どうせ小選挙区制は野党がこぞって反対す

るであらうから、抱き合わせて政治資金規正法も流してしまおう、そして流れた責任を野党に転嫁しようとする魂胆などが入りまじっているもののように思われます。(拍手)いずれにいたしましても悪知恵の発達した謀略政治家の考えそんなことではありません。(拍手)

この際、われわれの考えと態度を明らかにいたしますが、答申案文に示されているとおり、われわれは選挙制度全般の改善が実現されるまで現状のまま放置することを許さないものがあるから、政治資金規正については切り離して緊急に改善する必要があるとの認識に立ちまして、答申どおりのものを最低ぎりぎりの線としてぜひ今国会で成立させ、来年七月などとのんびりしたことを言わずに、一日も早く実施することを求め、そのために懸命に努力いたします。先般の記者会見で、総理は、野党はあつていられるけれども、と勘ぐったような発言をいたしておりましたが、日本社会党の態度はこのようにきわめて明快かつ純粋でありますから御安心をいただきたい。(拍手)

そして、このためにわれわれは、政治資金規正法改正案の国会提出がおくれているのは明らかに政府と自民党にあるのでありますから、法案が提出されたあとは、今国会会期内成立の審議スケジュールを組むことを自民党所属の公職選挙法特別委員長及び委員諸君に要求して、審議を進めようとするものであります。ただし、一言つけ加えておきますが、この場合、伝えられるように、みずから提出をおくらせておきながら、政治資金規正法審議を会期延長の口実に利用するような無責任な党略を用いるならば、会期末の国会運営全体にきわめて重大な影響を及ぼすであらうことを警

告しなければなりません。(拍手)

ここで、自民党総裁としての責任において、総理は、政治資金規正法改正の今国会成立のために、具体的にどのような方途を講ぜられるかをしかと承っておきたいと存じます。

最後に、もう一点明らかにしておきたいのは、五年後をめぐり個人献金と党費によって党の運営を行なうようにとの答申に対して、総理は今後どのように措置されるかを承りたいのであります。

もともと今回の答申は、第一次選挙制度審議会が昭和三十六年十二月二十六日、第二次池田内閣に対して行なった答申の考えを受け継いだものであって、当時は会社、法人の献金をすべて禁止すべしとなっていた内容が、今回は、一度に実施すると混乱を生ずるおそれがあるからとて、五年をめぐりと緩和したものであります。その基調をなす考え方は全く同じであります。したがって、総理が答申の趣旨をほんとうに理解し、これを尊重しようとするのであれば、五年をめぐりに一切の団体献金を禁止することが可能となるよう、政党自体の体質改善の努力とあわせて制度的改善の措置を当然考えなければならぬのであります。五年後をめぐり一切の団体からの政治献金禁止に御賛成であるかどうか。そして、どのような措置をとられるかを、多少先のことであります。答申にもありますので、ちょっと伺っておきたいと存じます。

以上四点にわたって質問いたしました。要するに、われわれは国民世論にこたえて政治と金の関係を明朗化し、政治の浄化とあわせて政党の近代化、組織化を実現するための当面緊要の措置の一つとして、選挙制度審議会の四月七日の答申に

沿う政治資金規正法改正及び公職選挙法改正を最低限として、ぜひ今国会で成立させようとするものであり、この熱意を了とせられ、誠意ある御答弁をいただきたいものであります。

なお、もし御答弁が明確を欠いたりピンとはずれであった場合は、再質問をすることを留保して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

選挙制度審議会から答申が出まして、もう相当の期間たちました今日、政治資金規正法改正案がまだ国会に提案することができませんこと、まことに私遺憾に思っております。この点ではぜひ御了承を得たいと思っております。しかし、もうこの問題もたいへん長くなっておりますので、できるだけ早く、来週中にも必ず提案できるようにいたしたい、かように考えておりますので、いましばらく時間をかしていただきたいと思います。

次に、この内容の問題であります。これは私が申し上げるまでもなく、選挙制度審議会設置法、この法律の第三条には、他の審議会に書いてないような書き方がいたしてあります。私がそれを読み上げますと、「政府は、審議会から答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」実は、はっきり書いてあるものであります。したがって、今回提案するであろう規正法改正はどういうことになるだろうかといつて、ずいぶん御心配のようでございます。政府は、どこまでもこの法第三条、これを十分尊重いたしまして、そうして原案を作成するのでございます。この点では、骨抜きだと言われましたが、

が、小骨一本も抜くようなことはございませんから、どうか御審議の場において十分御審議を願いたいと思っております。

この法案が提出がされましたのは、私が申し上げるまでもなく、たいへん広範であり、また基本的な問題に関係するからであります。わが国の今後の議会政治、民主政治を健全育成する上におきまして、この法律の持つ意義が非常にはつきりしておるのであります。したがって、私も、もといたしましては、原案を作成するにつくましても、審議会の答申を尊重するにいたしました。十分これらの点を勘案いたしまして、わが国の民主政治の健全育成に、発達に役立つようにこれをつくらないければならないと思っております。また、そういう意味で皆さま方の御審議も、ぜひともそういう立場で御検討をお願いしたいと思います。この点では、私は与党と野党たるとの区別はない、かように思っておりますので、十分御審議を尽くしていただきたいと思います。

いろいろお話がございましたが、仮定の条件その他による議論は、私それに対するお答えはいたしません。ただ、いわゆる車の両輪論等についての問題だとか、あるいは政治資金は個人並びに党費によってまかなうという本来の姿に返れ、五年後にはそういうようにしろという審議会の御意見であります。これも十分尊重いたしまして、審議におきまして各党の御意見を十分にこれに反映さしていただきたいと思います。政府はこの点では、これはいわゆる努力目標だとか、かように考えましたので、時限的な、期限をつけるような立法はいたしておりませんけれども、皆さま方の御審議によりまして、より完全なもの、よりいいものがで

ければ、それに私も賛成するのでございませう。要は、議会政治、民主政治の健全育成のために役立つものをつくりたいと、かように思っています。

また、もう一つ申し上げておきますが、御指摘にもありましたように、この審議会が政治資金だけを切り離して答申をいたしましたのは、この政治資金、このものが最も今日緊急措置を要するものだ、こういう意味で答申をしたのだと、かように政府は考えておりました。先ほど申すように、改正案は十分その趣旨を尊重するつもりでございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 島上善五郎君から再質問の申し出があります。これを許します。島上善五郎君。

〔島上善五郎君登壇〕

○島上善五郎君 私は、ただいまの総理の答弁にはなほだしく不満です。もし一カ月も前ならば、来週中に出すように努力しますということ、がまんしたかもしれません。来週中にも、こう言うのですから、場合によつたらその次にもなりかねないという解釈が成り立つ。来週は、御承知のように十七日まで来週です。そうすると、残るところ二週間足らずで、一体この会期中に成立させることができるかと思ひになります。公選法の自民党の小沢委員長をはじめ、大馬力をかけて二週間上げるスケジュールを組んでくれるならば、それはまた別でありますけれども、来週も十三日が定例開議のはずですから、私は、おそくとも十三日の開議できめて、直ちに提出の手続をしても、印刷等の関係で十五日になるのではないかと。それ以上延びることは、今国会の成立に

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号

政治資金規正法改正に関する島上善五郎君の緊急質問 政治資金規正法提出遅延に関する門司亮君の緊急質問

六三八

対して、口では言っても、政府は熱意がないという証拠であろうと思ふのです。私は、重ねて、来週中にも努力するなどということではなしに、はつきりした御答弁を要求いたします。

同時に、先ほど私も触れましたが、この政治資金規正法提出がおくれておりますのは、いま言ったように、はつきりと政府の責任です。その政府の責任でおくらせておきながら、会期延長の口実に使うということは、私は、あまりにも無責任で承服できない事柄です。(拍手)少なくとも政治資金規正法の審議を会期延長の理由にしないということだけは、この際ははつきりしておいていただきたいと思う。

それからもう一点、十分尊重する、小骨も何も一本も抜かない。まことにけっこうです。しかし、私どもの解釈によれば、すでに小骨ではない、かなりの骨が二、三本抜かれていいると思う。これはさつき私が指摘したとおりです。緊急に措置すべきものを政令にゆだねて、実施時期を大幅にずらすということも、これは答申違反です。政府関係の金融機関から融資を受けたもの、一割以下のも、あるいは諸負関係にあるもの、一割以下のもを取り除くということも、これは答申のどこにもないことであって、答申の骨を明らかに抜いております。(拍手)そればかりではない。おそらく、きょうも、あすも、あさっても、どうして骨を抜こうか、抜こうかと苦心、努力されるに違いないような気がして、私どもは心配でしかたがありません。

いずれ内容につきましては、提案された後に詳しく御質問いたしますから、私は内容には特に詳しくは触れませんが、ただいまの総理大臣

の、小骨一本も抜かせないという御答弁は、すでに抜いたと私も解釈しております。実施時期の問題と、一割以下の除外の問題を、答申の線に引き戻すということの意味するものかどうかを伺っておきたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

重ねてのお尋ねでございますが、政府は、急いでこの改正案を提案するつもりでおりますから、先ほどお答えいたしましたように来週中にもこれを出す、これを御了承いただきたい。(そうはいかないよ)と呼び、その他発言する者あり)いかなとおっしゃいますが、これが答えてございませう。私の答弁でございます。

その次にお答えいたしますが、これを理由に会期を延長してはいかぬ、国会の会期延長云々、これは国会の審議全般について考えるべきものでございませう。さういひつゝ、それについてとやかく申すのはございませう。この点は十分国会の審議をしていらつしやいます皆さんのほうがよく御承知だ、かように思っております。

次に、また骨抜き論が一席ございませうが、まだ私は原案を提案いたしております。その提案もしてないその案について、骨が抜かれておるとか、小骨がどうか、こう言われることはよほど先走った御議論でございます。私自身が申すのは、政府の原案作成者でございますから、それは差しつかえございませうけれども、野党の皆さんが、まだ原案も見ないからとやかく言われることは筋が立たない。(拍手)どうか、国会に原案を提案いたしましたその晩において十分御審議賜

わりますようお願いいたします。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 次に、門司亮君提出、政治資金規正法提出遅延に関する緊急質問を許可いたします。門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、民主社会党を代表いたしました、政治資金規正法の提案が非常におくれておりますことについて、政府の所信をただしたいと思ひます。私は、主として総理大臣にお尋ねをいたしますので、総理大臣から、ただいまのような、何か感情の高ぶつたような答弁は、ぜひ避けていただきたいと思ひます。

私がこう申し上げますのは、民主政治の基本をなすものは何であるかといへば選挙でございます。選挙が公正に、きれいにこなされることに、初めて自由国家としての民主政治が行なわれるものであるということ、総理大臣はよくお考えを願つておきたいと思ひます。(拍手)したが、いま、選挙に関するすべての法案は、憲法に次ぐ大憲法と申し上げても、民主政治の今日においては決して差しつかえのないものであるかと私は存じます。(拍手)

この法律をどうしても早く出さなければならぬ背景については、同僚各位のほうがよくその内容は御存じのことと思ひますので、この点には触れませんが、この問題に対して選挙制度審議会におきまして、御承知のように、昨年の十一月十一日に第五次選挙制度審議会が成立をいたしました。より、その中で最も緊急を要するものは何であるかといふことを検討いたしました結果、区割り

体をどう改正するかということも一つの大きな課題でございます。さらに、今日の参議院の制度をどうするかというよりなことも、一つの課題であることに間違いはございませんが、昨年来の政界の不祥事は、国民に対して非常に大きな政治に対する不信感を与えておることは御承知のとおりであります。国民が政治に不信感を抱いてまいりますならば、その国の政治は必ず腐敗墮落を急速に始めていつて、国家の存立すら危うくなるであらうことは、古今東西の歴史を見れば、よく皆さんも御承知のことと思ひます。(拍手)また総理も御存じのことと思ひます。したがって、選挙制度審議会は、当面措置すべき問題として、まず政治資金規正法を改正する必要があるというところで、前後十回にわたつて、島田さんを小委員長といたしまして、審議に審議を重ねてまいりました。本年四月七日の総会においてこれを決定し、十日に総理大臣にその全貌を答申したことは御存じのことと思ひます。したがって、私は、こういう形の中で審議されましたこの選挙制度審議会の苦勞と申し上げるか、熱意に對しては、政府はこれを一体どう受け取つておいでになるか、最初に聞いておきたいと思ひますのでございませう。

同時に、もう一つの問題は何であるかといへば、先ほど同僚島上君からも申し上げましたように、三十六年の第一次の審議会の答申は、五年間というふうな期限を入れておりません。直ちに個人並びに党費によつて党の運営をまかなえという答申をいたしております。しかし今回のこの答申は、それよりも後退をしておるのであります。五年間という期限をつけたことは、後退しておると

いうことを意味するものである。なぜ一体審議会がこの後退を認めなければならなかったかという、直ちに第一次の答申と同じような角度から出すということになりますならば、今日の政党内閣におけるいろいろな混乱が生じて、より以上この法律の運用が困難になるであろうということを配意いたしまして、きわめて親切な態度で審議会が答申したものであるということを、総理にはひとつよく考えていただきたい。この私の考え方に対して総理はいかようにお考えになるか、最初に御答弁を願いたいと思います。

さらに、内容等につきましては、私からいろいろ申し上げるまでもなく、皆さんも御承知のことであり、先ほど島上議員からも申し上げましたので、率直に私は聞いておきますが、いまのように、来週中にも出さずかもしれないというふうなあいまいなことではなくして、すでに答申して一カ月たっております。今期はあと二十日しか残っておりません、この時期でございまして、総理大臣は、責任を持っていつ幾日に出すということを言い切れるだけの熱意がなければ、この法案の成立はむずかしいと考えられる。また、国民は今日の時点において私はそれを要求しておると思っております。

同時に、この法案は単に国会審議としてわれわれがこれを取り扱うということだけではございませんで、先ほど申し上げましたように、政治のきわめて腐敗、墮落した今日の政界をいかに肅正するかという点についての問題でございまして、したがって、対象は、単なる普通の法案のように国会対政府ではございせん。この法案の内容すべては、あげて国民に対する政府の姿勢と国会の

熱意を示すというところに、私は大きな意義がなければならぬと存じ上げております。したがって、単に国会における与野党の取引であり、あるいはやりとりであるというふうなお考えに総理がお立ちになっておるとするならば、非常な認識不足だといわなければならぬと存じ上げます。(拍手)この点、国民に対する一つの大きな政党政治をなすものの任務としての問題であるという私の考え方に対して総理はいかようにお考えになるか、御答弁をわすらわしたいと存ずるのでござい

ます。さらに、この問題の最も大きな要素として考えなければならぬことは、いままでも出されなかつた理由の中にどういふものがあるかということとを私はこの際明らかにしていただきたい。これは単に野党のわれわれに示すというのではござい

ませんで、これもさつき申し上げましたように、審議会が答申してから、もう一カ月もたつておつて、まだ政府の原案というものが見られない。自治省の案はたびたび出てまいりますが、これは出るたびに変わつております。わが国の民主政治がほんとうに議會制民主主義の立場に立つて政治の行なわれるよう、きれいな選挙が行なわれるようになるであらうかというところは、国民の大きな期待だと私は考へる。したがって、単に私に答弁をするということではなくして、国民に答弁をするという立場からひとつお答えを願いたいと思ふのでございまして、私はできるだけ早くこの法案を国会に提案してもらいたい。私ができるだけと申し上げておりますのは、委員会その他であつて、あるいは与野党の各位ともいろいろお話を申し上げましたように、どう逆算いたしてまいりまして、こ

の週中に出すか、おそくとも来週の初めに国会に提案をしていただきますと——今国会の一応の最終は今日の末日であります。これを逆算いたしてまいりまして、参議院までどうしてこれが通るかということをお考えをまいりますならば、また、政府の熱意と、政府がこの法案に対する国民への答案としての責任をお考えになるならば、当然この際、いつ幾日の閣議にかけて出すというこの言明をしていただかなければ、私は、私どもがここで緊急質問をいたしましたも、その効果は半減されるどころか、全く総理大臣にはんろうされるような形になりはしないかということである。これは単に私どもに対する不信だけでなく、国民への不信でもあらうかと私は考へますので、どうかひとつこの機会に、ぜひその提案の日にちあるいは閣議決定の日にちを明確にさせていただきたいと思ふのでございまして。

さらに、その次に聞いておきたいと思ひますことは、御承知のように、この種の法案は、きわめて複雑多岐にわたるといふよりも、むしろ選挙法の改正といふようなものは、個々の議員の立場に立つて考へますならば、五百人おれば五百人の意見が当然出てくるものでありまして、これをまとめるというところは容易なことではございせん。そこで、私が総理大臣に要望いたしますことは、従来、わが国における歴史を見てまいりまして、たとえば、小選挙区にされたこともござい

ます。あるいは大選挙区の連記制にしたこともあります。さらにまた、いまの中選挙区制に戻したこともございまして、これらの大きな選挙法の改正のときに、歴代の総理がとつてまいりました態度は、——決然たる総理の態度がなければ、これは

党内諸閣、党の代議士諸君の意見を全部まとめたいということになってまいりますならば、五百人いれば五百様の意見が出てくることはあたりまえであつて、当然、そういうことでは、この法案がまとまる性質のものではございせん。私は、かくのごとき、国の憲法に次ぐというふうなこの聖典をまとめようとするならば、総理の決断によつてこれを行なうという総理にかたい決意がなければ、この種の法案は成立しないものであるということ、過去の歴史がよく物語つておる。私は、今日じんとして目を送つておいでになりますことや、与野党の諸君の意見を聞かれることも一つの方法かと思ひますが、それにこだわつておつたのでは、この法律の成立は危ぶまれる。私は、この際、総理にその決断を要求申し上げるのでございまして。(拍手)

総理は、与野党内閣において、いろいろな意見はございまいしょうが、しかし、それをできるだけすみやかに収拾して、国民に対する答へとして、総理の決断をこの際強く私は要求いたしまして、私の質問を終わりたいと存ずるのでございまして。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 門司君にお答えいたします。

これは御指摘、また御意見を述べられましたように、選挙に関する法律、これは申すまでもなく、民主政治あるいは議會政治を守る上からも、また、その健全な発達を願う上からも、最も大事な基本法であります。私は、その点で、御指摘になりましたことに、全然全部同感でございまして、これは私が申し上げるまでもなく、御指摘のとおり

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号

政治資金規正法提出遅延に関する門司亮君の緊急質問

政治資金規正法改正に関する伏木和雄君の緊急質問

六四〇

り大特典だ、かように思っております。したがって、この取り扱い方も実はそう簡単ではなかったものであります。私はそういう意味で答申を得てから、政府がずいぶん長い間時間を費やしたんじゃないか、かように言われること、その点は先ほども社会党の方にも私まことに遺憾に思うということをお断れを願いたいと思っております。

私どもは、こういう事柄については、政党自身みずから近代化あるいは組織化をはかり、そして、ただいまの政治資金の本然の姿によってまかないができるように努力はいたしますが、この努力がもし行なわれないならば、それらの政党は、だんだん国民と距離を、こういふようなことにもなるのではないかと思います。したがって、この党の運営から申しましても、これは審議会の示しておるその方向において努力すべきことだ、かように私は考えております。

次にお答えをいたしますのは、この審議会の答申、これを実施することは国民に対するわれわれの任務だ、これは政府ばかりではないと思えます。これは同時に、国会の諸君もその任務の一端をになわれるものだと思っております。そうして、御意見にもありましたように、五百人集まれば五百人の意見が出るものだ、選挙に関する法規は、そういうような意味を持つものだ、こういう御指摘であります。私自身も、ただ与党だけの意見の調整にじんぜん日をむなしゅうしておるのではございせん。与野党全部について今回の答申があったものだ、かように考えておりますので、与野党の全体の方々の御協力を得るような案、これが答申の線だ、かように考えて、ただいま原案を作成しておるのであります。私が来週中にもという表現をいたしましたことについて、たいへん御不満のようでございます。しかし、私はこの席に

しかし、将来、個人献金並びに党費によって政党はまかなわれるべきものだ、これが望ましい姿というか、本来の姿、本然の姿だ、そうあるべきだ、かように指摘しておりますが、御意見にもありましたように、これを今日直ちにとめることは、現状を混乱さすだけだ、そういう意味で、審議会は、五年のうちにこの目標を達成するよう、こりいうことを政党に対して期待した意見をお断れしたものであります。私は、先ほど社会党にお断れしたように、五年ということに限った立法はいたさなかったが、さらに皆さん方のほうで、審議の機会に十分御意見を伺いまし

て、そうして、これについて適当な処置ができるなら、それについても、私ども、考えるだけの余裕は持つておるんだというお話をしておりますから、どうか審議を通じて建設的にこれらの点にもお断れを願いたいと思っております。

私どもは、こういう事柄については、政党自身みずから近代化あるいは組織化をはかり、そして、ただいまの政治資金の本然の姿によってまかないができるように努力はいたしますが、この努力がもし行なわれないならば、それらの政党は、だんだん国民と距離を、こういふようなことにもなるのではないかと思います。したがって、この党の運営から申しましても、これは審議会の示しておるその方向において努力すべきことだ、かように私は考えております。

次にお答えをいたしますのは、この審議会の答申、これを実施することは国民に対するわれわれの任務だ、これは政府ばかりではないと思えます。これは同時に、国会の諸君もその任務の一端をになわれるものだと思っております。そうして、御意見にもありましたように、五百人集まれば五百人の意見が出るものだ、選挙に関する法規は、そういうような意味を持つものだ、こういう御指摘であります。私自身も、ただ与党だけの意見の調整にじんぜん日をむなしゅうしておるのではございせん。与野党全部について今回の答申があったものだ、かように考えておりますので、与野党の全体の方々の御協力を得るような案、これが答申の線だ、かように考えて、ただいま原案を作成しておるのであります。私が来週中にもという表現をいたしましたことについて、たいへん御不満のようでございます。しかし、私はこの席に

において責任を持つてお断れいたしますのは、これではできるだけ早く出したい。さらにそれも来週中にも、かように申しておりますので、具体的な御意見もただいま述べられましたが、十分政府はその具体的な御意思も尊重いたしまして、皆さん方の御期待に沿うようにこの上とも努力するつもりでございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 次に、伏木和雄君提出、政治資金規正法改正に関する緊急質問を許可いたします。伏木和雄君。

〔議長退席、副議長着席〕
〔伏木和雄君登壇〕

○伏木和雄君 私は、公明党を代表して、政治資金規正法改正に關し、総理に質問を行なうものでございます。

この法改正は、国民が広く注目しておるところでございます。したがって、国民大衆によく理解ができるように親切丁寧なる御答弁をお願いする次第でございます。(拍手)

第五次選挙制度審議会より総理に提出された答申の精神は、「政党は、議会制民主政治の基盤である。政党の活動は、公明正大で、かつ、清廉潔白でなければならぬ。また、民主国家における選挙は、明るく正しく行なわれなければならないことも当然である。昨今、政治資金をめぐる国民の疑惑を招くような事態が生じ、また、総選挙においては買収、養肥等の悪質犯罪があつたと絶たなかつたことは遺憾に堪えない。」と冒頭に述べているのであります。これは現今の政治の体質に対する国民の弾劾の声を代弁し、そのための政治資金の規正をより望ましい形に改めるよう要求した

ものであります。(拍手)
したがって、私も政治家は、この答申を受け取るにあたり、まずみずからを省みて、国民の信頼にこたえる厳肅な姿勢が必要とされるのは当然であると考えます。総理はいかなるお断れをお持ちでしょうか、まずお断れいたします。

この答申は四月十日に提出され、以来約二カ月の月日が浪費され、ようやく自治省案が自民党に示されたのであります。総理は、四月十一日の答申受理以前においても、わが党の政治資金規正の改正を迫る質問に対し、すべて答申待ちの姿勢で言を左右にし、答申が出ればすみやかに国会に提出すると答弁し、さらに総理は、答申提出後も、しばしば、答申尊重、早期国会提出を述べてこられたのであります。ところが、本日までの政府並びに与党の経過をたどると、国民の至上命令は全く無視されたのであります。政府は本気でこの法案を成立させる気であったのか、本気で取り組んでいたのか、疑わざるを得ないのであります。

(拍手)
総理、あなたは今日までの国会答弁を全く踏みにじり、国会提出を延々とおくらせた理由について、国民に対して何と釈明するか、納得のいく答弁をお願いいたします。(拍手)

ことしの最も重要な政治課題である本法案審議は、十分な時間をかけた慎重なる審議をすべきであると思っておりますが、今期もあと余すところ二十日余り、十分な審議は事実上不可能であります。単に政府と与党との折衝のための日時を使つて、ゴールの日限が定められた中で、これは審議権を事実上奪っているのと同じであります。今後、法案提出も含めて、どのような構想を

持つておられるか、あらためて總理の見解をお伺いしたいものであります。(拍手)

野党のこの法案成立の熱意は御承知のとおりであります。むしろ、与党の今期内成立への熱意は、今日の結果から見ると、はなはだ疑わしく、まさに与野党その所を変えているかの感じがするものであります。

このような観点に立つて、總理は、今国会会期中に成立を期しておられるのか、確信のほどを重ねてお伺いするものであります。

次にお伺いしたいことは、總理並びに自治大臣が絶えず言明してきた答申尊重についてであります。

昨年来の黒い霧事件について、總理は、勇断をもって積年の病弊を除くと述べたことをいまだ忘れていることにはないと思うのであります。一日一日と法案提出が延びるたびに、残念ながら骨が一本一本抜かれ、でき上がった自治省案は、全くの骨抜きとなつてしまつたのであります。

わが公明党は、すでに過去数回にわたり参議院において改正案を提出し、会社、団体の献金については一切認めず、個人に限ることを主張してまいりました。したがって、答申それ自体にも不満ではありましたが、せめて答申中、五年を目途に団体、会社の献金を禁止する項目を法文化することを主張してまいりました。

デモクラシーの基礎はあくまでも個人であります。何人たりとも平等の立場においてすべての国民が政治に参加するところに民主政治の理念があり、この形態をつくり上げるところに近代政党としての自覚がなければならぬと思ひます。したがって、政治を大口の献金者のみの独占物にするよ

うなことは断じて許せないのであります。(拍手) この最も重大な点を取り除いてしまつてゐることは、あくまでも会社等の大口献金を続けようとの考えであり、本来あるべき姿の政治献金は個人に限ることに一片の考えも持たないといわなければならないのであります。

わが国政界にあつて政党の近代化は各界から要望されているのであります。政党近代化の立場より、近い将来献金を個人に限るべきであると思ふのであります。總理の考えをお伺いするものであります。(拍手)

なお、その他の問題点をあげてみると、国または公共団体との請負契約のある会社や、政府関係金融機関からの借り入れ金のある会社等の献金を認めている点、施行期日は政令で定めるといふ点、さらに、制限違反を歓迎しているかの感も与える罰則の緩和等、多くの骨抜きが明らかにされております。しかし、これらの幾多の問題点については法案提出後の審議において質問することとして、次にお尋ねしたいことは、今後の問題であります。

自民党内には、これだけ骨抜きされた政府案要綱がまだきびし過ぎる等の声をたまたま聞いております。いまだに閣議決定もできないのは、これ以上政府案を緩和するためなのか、あるいは政府案で党内を説得するためなのか、明らかにしていただきたいものであります。

さらに、両輪論等の全く筋違いな議論すら出てゐるようであります。政治資金規正法改正は、選挙や政治に金がかからないよう、總理が諮問して出されたのではないのでしょうか。区制の大小が必ずしも出費の大小とは限らないことは、十分承知

のほすであります。地方議会の選挙でも数百万の費用をかける人すらあることは、それを明らかにしておきます。規正法の改正は、答申にもあることと、当面緊急に措置することを要する事項として、さしあたりこれを実施することを要求してゐるので、区制もろともという両輪論は、答申の精神にさからうものであり、これはむしろ規正法改正案と相打ちを意図したことであり、国民はどうしても納得できないのであります。總理は、小選挙区制に近い将来予定しているか、忌憚のない御意見を承りたいのであります。

最後に伺いたいことは、政府の法案提出のあり方であります。

答申を立法化する過程にかなりのむすかしさのあることはわからないものでもありませんが、あまりにも与党との話し合いに力を入れ、国会審議を無視した感を受けているのであります。ある程度与党との話し合いはしたとしても、政府はすべての法案はできる限り早く提案し、国会において与党も賛同に立ち、少数党の意見も尊重し、修正すべきは修正し、よりよい法律にしていこうことが、真実の議會制民主主義の姿でないかと考えるものであります。(拍手)提案した以上一歩も引かないという片意地な審議を改めるべきであります。野党の修正に應ずる気持ちはあるのかないのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

(拍手) さらに、聞くところによると、与党議員の提案により大骨まで抜いてしまふといううわさを耳にしております。すなわち、選挙の際の特別措置等の修正であります。自民党総裁としてもこのようなことを考へてゐるのかどうか、最後に承りた

と思ひます。

以上、改正案提出及び今後の国会運営についてお尋ねをして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 伏木君にお答えいたします。

ただいま、選挙制度審議会から答申を得ました政治資金規正の問題、これは私は、国民の至上命令といひますか、政治資金、これが公正、適正に扱われなければならないという、そういう国民の至上命令だと思つております。そういう意味で選挙制度審議会の答申を尊重する、こういうことで私は国民の期待にこたへるものだ、かように思つて、ただいま原案の作成を自治省に命じたわけでありました。この問題は、先ほど来たたびにお答えいたしましたように、私は、たいへん今日までおくれたことを遺憾に思つておりますが、これから先、もうできるだけ早く、また来週中にもこれを国会に送る、こういう決意をいたしておりますので、どうか国会に送られました上は、十分審議を尽くしていただきたいと思ひます。御意見にもありましたように、もちろん、原案は政府がつくりましたが、しかし、審議し、それを成立させるのは国会でございます。また、そういう意味では、与野党どの政党の意見というより、区別をするつもりはございません。りっぱな御意見であれば、必ずその意見が通るものだ、かように私は確信をしております。ことに、先ほど門司君にお答えいたしましたように、今回のこの改正は、私も議員制民主政治を守るといふ、その立場に立つて、そしてりっぱな民主政治を行なうために、公明正大な選挙が行なわれるように、また、党運営がやられ

六四二

第十三条第五項の表の道府県の項中

1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
道路橋りよう費	道路の面積	道路の延長	河川の延長	港湾費	その他の土木費	人口	面積	密度補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
河川費	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長
港湾費	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長
その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正
種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正
種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
道路橋りよう費	道路の面積	道路の延長	河川の延長	港湾費	その他の土木費	人口	面積	密度補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
河川費	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長
港湾費	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における留施設の延長
その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費	その他の土木費
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正	密度補正
種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正
種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

昭和四十二年六月八日 衆議院会議録第二十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案外一案

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案外一案

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 一、〇二三、〇〇〇〇円
	二 土木費		
	1 道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき 四二六〇
	2 河川費	道路の延長	メートルにつき 六六三〇〇
	3 港湾費	河川の延長	メートルにつき 一二七三〇
		港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	メートルにつき 四、一九〇〇〇
		港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	メートルにつき 一、二五〇〇〇
	4 その他の土木費	海岸保全施設の延長	一人につき 四七七〇〇
	三 教育費		
	1 小学校費	教職員数	一人につき 四八九、六〇〇〇〇
道府県	2 中学校費	学校数	一校につき 九四、〇〇〇〇〇
		教職員数	一人につき 四六六、一〇〇〇〇
	3 高等学校費	学校数	一校につき 九四、〇〇〇〇〇
		教職員数	一人につき 八〇五、一〇〇〇〇
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき 七、八〇〇〇〇
		人口	一人につき 一六八〇〇
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 一五六、〇〇〇〇〇
	四 厚生労働費		
	1 生活保護費	町村部人口	一人につき 五三〇〇〇
	2 社会福祉費	人口	一人につき 二〇三〇〇
	3 衛生費	人口	一人につき 四五八〇〇
道府県	4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき 五三二〇〇
	五 産業経済費		
	1 農業行政費	失業者数	一人につき 九七、六〇〇〇〇
		耕地の面積	一ヘクタールにつき 六、〇八〇〇〇
	2 林野行政費	農家数	一戸につき 六、六二〇〇〇
		林野の面積	一ヘクタールにつき 一、二〇九〇〇
	3 水産行政費	水産業者数	一人につき 二一、一〇〇〇〇
	4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき 一、一九〇〇〇
	六 その他の行政費		
	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一二二〇〇
道府県	2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき 五〇、二〇〇〇〇
	3 その他の諸費	人口	一人につき 六五二〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき 一八〇、〇〇〇〇〇
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき 九五〇〇〇
	八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 二五〇〇〇
	一 消防費	人口	一人につき 六五七〇〇
	二 土木費		
	1 道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき 一七九〇
	2 港湾費	道路の延長	メートルにつき 二六二〇
		港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	メートルにつき 三、九二〇〇〇
道府県		港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	メートルにつき 一、二五〇〇〇
	3 都市計画費	港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	メートルにつき 一、二五〇〇〇
		都市計画区域における人口	一人につき 一一六〇〇

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案外一案

市町村		土地区画整理事業の 施行地区の面積		三六〇
4	下水道費	土地区画整理事業の 施行地区の面積	一平方メートルにつき	一七二〇〇
5	その他の土木費	人口集中地区人口	一人につき	一七二〇〇
三	教育費	人口	一人につき	一七二〇〇
1	小学校費	児童数	一人につき	一、三三七〇〇〇
		学級数	一学級につき	一六三、三〇〇〇〇
		学校数	一校につき	八八六、〇〇〇〇〇
2	中学校費	生徒数	一人につき	二、四九〇〇〇
		学級数	一学級につき	一七一、五〇〇〇〇
		学校数	一校につき	九三八、〇〇〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	七二二、五〇〇〇〇
		生徒数	一人につき	七、六八〇〇〇
4	その他の教育費	人口	一人につき	四一二〇〇
四	厚生労働費			
1	生活保護費	市部人口	一人につき	四四四〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	一五五〇〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	一七一〇〇
4	清掃費	人口	一人につき	五三二〇〇
5	労働費	失業者数	一人につき	九七、六〇〇〇〇
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	五、四五〇〇〇
2	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	四三〇〇〇
3	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、六三〇〇〇
六	その他の行政費			
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二九〇〇
2	戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	六七〇〇

3	その他の諸費	世帯数	一世帯につき	二八六〇〇〇
6	人口	面積	一人につき	一、四〇〇〇〇
7	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一平方キロメートルにつき 三五三、〇〇〇〇〇	九五〇〇〇〇
8	特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇〇
9	辺地対策事業償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の地方交付税から適用する。公営企業金庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。附則第九項中「造林の下に」及び牧野の改良、造成又は復旧を加える。

3 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和四十二年度」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度」に、「昭和三十八年度から昭和四十年年度までの各年度に係るもの」とする」を「昭和四十二年度にあつては「昭和三十八年度から昭和四十年年度までの各年度に係るもの」とし、昭和四十三年度にあつては「昭和三十九年度、昭和四十年度及び昭和四十二年度に係るもの」とする」に改める。

理由

地方団体の行政経費の増加に対処するため地方交付税の単位費用を改定するとともに、地方交付税の算定方法の合理化を図るため経費の種類、測定単位、測定単位の数値の補正方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案

国会に提出する。

昭和四十二年四月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案外一案

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律

第一条 この法律は、昭和四十二年の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

(臨時地方交付金)

第二条 昭和四十二年に限り、地方公共団体に対して、臨時地方交付金を交付する。

2 臨時地方交付金の総額は、百二十億円とする。

3 臨時地方交付金の種類は、第一種交付金及び第二種交付金とし、第一種交付金及び第二種交付金の総額は、それぞれ九十五億円及び二十五億円とする。

4 第一種交付金は、昭和四十二年の普通交付税とあわせて算定するものとし、同年度分について地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第二条第四号の基準財政需要額(以下「基準財政需要額」という。)が同条第五号の基準財政収入額(以下「基準財政収入額」という。)をこえる都道府県に対して、次条に定めるところにより交付する。

5 第二種交付金は、市町村及び特別区に対して、第四条に定めるところにより交付する。

(第一種交付金の算定方法等)

第三条 各都道府県に対して交付すべき第一種交付金の額は、第一種交付金の総額を各都道府県に係る法第十条第二項の財源不足額(同項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県に係る同項の式により算定した額)であん分した額とする。

2 第一種交付金は、昭和四十二年十一月に交付する。

(第二種交付金の算定方法等)

第四条 各市町村又は特別区に対して交付すべき第二種交付金の額は、第二種交付金の総額を昭和四十二年四月一日現在における各市町村又は特別区が管理する道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第四号の市町村道(当該市町村又は特別区がその管理について経費を負担しないものその他自治省令で定めるものを除く。)の自治省令で定めるところにより算定した延長であん分した額とする。

2 第二種交付金は、昭和四十二年十二月に交付する。

(昭和四十二年の地方交付税の特例)

第五条 昭和四十二年の普通交付税を算定する場合における法第十条第二項の規定の適用については、同項中「財源不足額」というのは、「財源不足額」というから当該地方団体に対して交付すべき第一種交付金(昭和四十二年の普通交付税の特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第二条第三項の第一種交付金をいう。以下同じ。)の額を控除した額とし、「総額」とあるのは、「総額及び第一種交付金の総額の合算額」とし、「算定した額」とあるのは、「算定した額から当該地方団体に対して交付すべき第一種交付金の額を控除した額」とし、同項の式中「昭和四十二年の普通交付税」とあるのは、「昭和四十二年の普通交付税」とする。

2 昭和四十二年の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第一項の規定の適用につ

いては、同項の表の道府県の項中

八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、
---------	----------------------------------

八 特定償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、

九 特別事業償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、

市町村の項中

九 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、
---------	----------------------------------

九 特定償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、

十 特別事業償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、

昭和四十二年の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第二項の規定の適用につ

四十一 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、
-----------	----------------------------------

四十一 特定償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、

四十二 特定償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、

昭和四十二年の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第三項の規定の適用につ

八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、
---------	----------------------------------

八 特定償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるとして、同表のとあるのは、

あるのは、	「八 特定償還 公共事業費等特定の事業費の財千円につき二五〇〇〇	
	還費 源に充ててため発行を許可され	
あるのは、	九 特別事業 公共事業費等特定の事業費の財千円につき 七二〇〇	とし、同表の
	償還費 源に充ててため昭和四十一年度	
	において特別に発行を許可され	
	た地方債の額	

市町村の項中 「1 道路橋りより費 道路の面積 一平方メートルにつき一七九〇」とあるのは

「1 道路橋りより費 道路の面積 一平方メートルにつき一七九〇」とし、

「九 辺地対策事業費 辺地対策事業費の財源に充ててため発行千円につき五七〇〇」とあるのは

「九 辺地対策事業費 辺地対策事業費の財源に充ててため発行千円につき五七〇〇」とし、

「十 特別事業償還 公共事業費等特定の事業費の財源に充て千円につき 六五〇〇」とする。

5 昭和四十二年度分の基準財政収入額を算定する場合における法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「特別とん譲与税の収入見込額、当該市町村に対して交付すべき第二種交付金（昭和四十二年分における地方財政の特別措置に関する法律第二条第三項の第二種交付金をいう。以下同じ。）の額」とし、「並びに基準率をもつて算定した当該指定市」とあるのは、「当該指定市に対して交付すべき第二種交付金の額並びに基準率をもつて算定した当該指定市」とする。

6 昭和四十二年分の基準財政収入額を算定する場合における法第十四条第三項の規定の適用については、同項の表の市町村の項中 「十二 石油ガス 石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額」とあるのは、

「十二 石油ガス 譲与税 石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額	
十二の二 第二 昭和四十二年分における地方財政の特別措置に関する法律第四条第一項の規定によつて算定した額	とする。

7 昭和四十二年六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付金の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

昭和四十二年六月八日 衆議院会議録第二十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案外一案

（端数計算等）

第六条 各都道府県又は市町村若しくは特別区に對して交付すべき第一種交付金又は第二種交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるとする。

2 第一種交付金の総額が第三条第一項及び前項の規定によつて各都道府県について算定した額の合算額をこえる場合又は第二種交付金の総額が第四条第一項及び前項の規定によつて各市町村若しくは特別区について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例により、各都道府県に對して交付するものとする。

3 法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨時地方財政交付金の額の算定及び交付について準用する。この場合において、法第十七条中「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読み替へるものとする。

4 この法律に定めるもののほか、臨時地方財政交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、自治省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 産業地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 昭和四十二年分において第十一条第三項の

規定を適用する場合には、同項中「収入見込額」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは、「当該特別とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

3 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 昭和四十二年分において第四条第二項の規定を適用する場合には、同項中「収入見込額」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは、「当該特別とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

4 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 昭和四十二年分において第五条第二項の規定を適用する場合には、同項中「収入見込額」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは、「当該特別と

ん護手税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

理由

地方財政の健全な運営を図るため、昭和四十二年度に限り、地方公共団体に対して臨時地方財政交付金を交付することとし、これに伴い同年度分の普通交付税の特例を設けるとともに、同年度分の基準財政需要額の算定に用いる測定単位、単位費用の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

地方行政委員長亀山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔亀山孝一君登壇〕

○亀山孝一君 ただいま議題となりました二法案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方団体の行政経費の増加に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するとともに、地方交付税の算定方法の合理化をはかるため、経費の種類、測定単位、測定単位の補正方法等を改

めようとするものであります。

次に、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方財政の健全な運営をはかるため、昭和四十二年度に限り、地方団体に対し臨時地方財政交付金を交付することとし、これに伴い、同年度分の普通交付税の特例を設けるとともに、基準財政需要額の算定に用いる測定単位、単位費用等の特例を設けようとするものであります。

両法案は、ともに五月九日付託され、同十一日藤枝自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、同二十四日には本委員会に参考人を招致して意見を聞くなど、慎重に審査を行なったのであります。六月二日、質疑を終了し、採決の結果、両案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方交付税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により、都市特に大都市における財源の充実をはかること、地方債における政府資金を大幅に増加することなどを内容とする附帯決議を付することに決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 両案につき討論の通告があります。これは許します。井上泉君。

〔井上泉君登壇〕

○井上泉君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案並びに地方交付税法の一部を改正する法律案につき、反対の討論をいたすものでございます。

民主政治の基盤といわれる地方自治に関するすべての法律案は、わが国の民主政治を発展させていく上においてきわめて重要な役割を持っており、この二法案とも地方自治の発展とはほど遠いものであることをまことに遺憾千万に思うものであります。(拍手)

まず、昭和四十二年の地方財政につきましても、政府はきわめて楽観的な見通しを持っておられます。はたして、地方財政は健全な道を歩み、樂觀してよいものでありましょうか。断じてそうではありません。本年度を現象的にとらえるなら、あるいは昨年度よりよいかもしれません。

しかし、この数年の財政難の中にあって、住民の各種の行政措置要求の声に、あえていた地方自治体が、これを解決するための地方財政そのものの根本的対策には全く手がつけられていないのでございます。このことは、わが党が従来から指摘しておりましたことでございます。たまたま税収が伸びたからといって単年度計画策定が案になったにすぎません。これとても、住民の要求不満を解消する財政内容でなく、もちろん、本質的

な不安定、不健全な要素は依然として解決されなままになっております。このことは、政府みずから証明をしております。

すなわち、本年度の地方財政対策については、当初、自治省は、千四百二十億円の財源措置を必要とし、要求したにもかかわらず、予算編成の段階で削減され、最終的には、たばこ消費税の引き上げや臨時地方財政交付金等により七百五十一億円が措置されたにすぎません。これは地方財政の抜本的強化とはほど遠いものといわざるを得ません。(拍手)

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案に盛り込まれている臨時地方財政交付金百二十億円は、本年度限りのものであり、しかも、その中身はまことに承服しがたいものであります。

ただいま委員長報告にありましたように、第一種交付金のうち五十三億円は、四十一年度に発行された特別事業債の元利償還金に充てるために、便宜上普通交付税と合わせて算定されるものであり、特別事業債の元利補給という性格、または、各団体の元利償還額が異なるという点等を考慮すれば、各団体の実績を基礎とした元利補給方式をとるべきでありましょう。

また、昨年特別事業債に振りかえられた公共事業費の地方負担分にかかる元利償還金については、国の責任において措置することが国会で決議され、政府もしばしばその実行を約束しているに

もかわらず、明年度以降においては、多額にのぼると予想される償還金に対する財源措置が明らかにされないことは、国会の決議無視はなほだしいものといわねばなりません。(拍手)

第二種交付金は、市町村道の道路に案分し、市町村及び特別区に対し交付するものであり、私どもは、市町村に対する道路目的財源獲得の方向としては認めますが、しかし、御承知のように、政府は、昭和四十二年より向こう五カ年間の道路整備計画をその総事業費六兆六千億で決定し、そのうち地方単独事業費は一兆一千億に達しております。この事業別配分でまことに特徴的なことは、当初要求した一兆九百億に百億円の上積みをし、一方においては、要求総額七兆三千億円が六兆六千億に削減されていることであります。これは、全体を削減しながらも、国の財源措置を伴わない地方単独事業を上積みして、国民の目をごまかし、地方財政に重圧を加える措置としか受け取れません。(拍手)一部独占の利益に奉仕する産業道路、高速道路には多額の国費が投入されながら、一方、地域住民や零細中小企業者たちが日常利用する市町村道、わけても裏町、農山村の道路は昔のままに放置され、雨降れば泥土の中に、晴れば砂じんもりの中に放置され、しかも、増加する車両により交通地獄の中に立たしめているという現実の地方道の姿に対し、この整備拡充は緊急、重要なことであるにもかかわらず、これに対する国の道路整備費は、市町村に対

し全くゼロであります。

昨年十二月、地方制度調査会は、「国から地方団体特に市町村に道路目的財源の移譲を行なうとともに、道路整備計画の改定とも関連し軽油引取税等の増強について必要な措置を講ずべきである」と答申し、これを受けた自治省は、市町村道路目的財源として百三十三億を要求したにもかかわらず、臨時交付金という中途はんばな形で、しかも、本年度単独道路事業費一千八百億円という需要に対する二十五億円とは、どこに社会開発、どこに人間尊重の政策が存在するのか、全く国民無視の政治といわざるを得ません。(拍手)このような態度では、いつまでも住民の道はよくありません。なぜ政府は、みずから求めたところの地方制度調査会の答申や地方団体の声を聞き目的財源を与えないのか。私どもは、この住民の要求にこたえず、議会の決議や答申を無視した財政措置に對して、賛成することはできないのであります。(拍手)

次に、地方交付税法の改正案についてでございます。

本年度の交付税総額八千九百二十一億円は、なるほど、前年度に比較すると一千四百五十四億円増加しています。このことは、表面的には、地方税収の伸びと相まって、昨年度に比し、かなりゆとりのあるものと受け取れますけれども、昨年度においては、一般的財源の不足を補うため、投資的経費の需要額を減額し特別事業債に振りかえる

等、異常な措置がとられたことに對し、本年度は、道路費、河川費等の投資的経費を復元のため、単位費用の引き上げと事業費補正の復活が行なわれたことは、当然だといえ、けつこうなことであります。

しかしながら、交付税が一般財源的な役割をもつて地方の財源調整と財源保証という両面から見たときに、または、数年来の地方財政の困窮による自治体固有の業務の圧縮、委任事務の増加による財政負担、ばく大な超過負担の現状等から見ても、財政負担の打開にはほど遠いものがあります。

さらにはベトナム特需、軍事的産業の性格を持つ現在の重化学工業中心の経済政策は、急激な人口の流動を来し、地方団体固有の財政力の格差と、また、流動する人口によって生ずる都市の過密化、一方における膨大な地域における過疎化の状態から見ても、交付税制度の持つ役割はきわめて重大なものがあります。

しかるに、交付税制度は、昭和二十九年に発足し、十二年を経過したものであり、今日の社会経済状態に即応した仕組みに改めることが必要であります。本改正案において、交付税算定の基礎となるべき基準財政需要額の算定の方法について

は、一部改善の点は見受けられても、決して前段申し上げましたような今日の地方団体の現実に即した算定方法とはいえません。毎年行なう末梢的な、小細工的な継続としかいえないのです。この

ことは、依然として地方団体の行政水準を前年度並みに維持するのが精一ぱいということでありま

す。

人口百七十万の県、人口十万人の市町村という標準地方団体のとり方にも問題があり、投資的経費、人口の過密、過疎地帯に対する基準財政需要額の算定等、多くの問題を残しており、さらには、交通安全対策、公害対策に要する経費を単位費用として設けられていないことに大きな不満があります。

現実に地方団体に対し加速度的に国の委任事務が増大しており、赤字公債発行はさらに地方団体の財政負担を増大していることから、まず、現行交付税算出の基礎並びに交付税率を引き上げるべきであります。こうした問題について何ら手がつけられていないことにおいて、私どもは反対せざるを得ないのであります。(拍手)

政府は、交付税率の引き上げと、地方自治の本旨に基づき、地域住民の福祉のため、地方道路費、下水道費、教育、衛生費、農林漁業等の第一次産業の基盤整備、振興のための費用の測定に重点を置くべきであり、かかる点に對してもきわめて不十分なことを指摘いたします。

私は、最後に、佐藤内閣が、ほんとうに国民の声を聞き、日本の民主政治を守るといふ姿勢があるならば、数回にわたる衆参両院の決議や地方制度調査会の答申を忠実に実行し、地方自治体に財政的にも自主権の確立をはかり、住民要求にこた

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号

地方交付税法の一部を改正する法律案外一案 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

六五〇

えるべきであると考えられるものであります。それがためには、政府は、すみやかに国と地方団体の事務の再配分、国税の移譲等の措置をいまこそ実行すべきであります。

この二法案が、こうした根本的解決とはほど遠く、その場しのぎの糊塗的な措置としか受け取ることのできないこと、しかもその内容もはなはだ不十分、不明確であることを指摘し、反対の討論を終わるものでございます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数、よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数、よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 日程第三、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十二年四月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「第十九項」の下に「第二十項」を、「臨時地方特例交付金」の下に「昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律による臨時地方財政交付金若しくは」を加え、附則中同項以下を一項ずつ繰り下げ、第二十項の次に次の一項を加える。

21 昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第二十一条の規定により交付する臨時地方財政交付金に

相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改める。

理 由

昭和四十二年年度の臨時地方財政交付金に関する措置に伴い、その経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととし、当該交付金に相当する金額は、一般会計から同特別会計に繰り入れることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました交付税

及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、ただいま可決されました昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案によりまして、本年度において地方公共団体に交付される臨時地方財政交付金百二十億円を交付税及び譲与税配付金特別会計において経理するために、その受け払いについての規定を特別会計法に追加するものであります。

この法律案に対しましては、去る六月二日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して広瀬秀吉君よりは、地方財政に関する政府の配慮を不十分であるとする見地から反対の討論があり、また、民主社会党を代表して永末英一君よりは、地方財政に対する抜本的対策の欠除を不満としつつも、本年度の特別措置として賛成の討論がありました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって本案は委

員長報告のとおり可決いたしました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案

(内閣提出)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案、右両案を一括して議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金又は障害一時金を」とを「不具廃疾の程度に応じて障害年金を」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第四項中「不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金又は障害一時金を」とを「不具廃疾の程度に応じて障害年金を」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項の規定により障害年金の支給を受けるべき者であつて、その不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であるものに對しては、前各項の規定にかかわらず、その者の請求により、その不具廃疾の程度に応じて障害一時金を支給し、障害年金を支給しないものとすることができる。

第八条第二項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一九三、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三八七、〇〇〇円	
第二項症		三二三、〇〇〇円	
第三項症		二五二、〇〇〇円	
第四項症		一九〇、〇〇〇円	
第五項症		一四七、〇〇〇円	
第六項症		一二二、〇〇〇円	
第一款症		一〇一、〇〇〇円	
第二款症		九〇、〇〇〇円	
第三款症		六九、〇〇〇円	

七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ九七、〇〇〇円及び七四、〇〇〇円とする。

第八条第二項中「三万一千円」を「四万三千円」に改め、同条第三項を削り、同条第五項の表を次のように改め、同項を同条第三項とする。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二三五、四五〇円以内の額を加えた額		

第一項症	二七〇、九〇〇円
第二項症	二一九、一〇〇円
第三項症	一七六、四〇〇円
第四項症	一三三、〇〇〇円
第五項症	一〇二、九〇〇円
第六項症	七八、四〇〇円
第一款症	七〇、七〇〇円
第二款症	六三、〇〇〇円
第三款症	四八、三〇〇円

七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ六七、九〇〇円及び五一、八〇〇円とする。

第八条第四項の表を次のように改め、同項を同条第五項とする。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	三八四、〇〇〇円
第二款症	三一八、〇〇〇円
第三款症	二七二、〇〇〇円

第八条第六項中「二万一千七百円」を「三万百円」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第七項の表を次のように改め、同項を同条第六項とする。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	二六八、八〇〇円
第二款症	二二二、六〇〇円
第三款症	一九〇、四〇〇円

第九条第二項第一号及び第二号中「程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該当しないもの」を「程度であるもの」に改める。

第十四条第一項第三号及び第四号中「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項ただし書の規定に該当するに至つたもの」を「状態がなくなつたもの」に改める。

第二十五条第一項第五号中「六十歳以上であつて、その者を扶養することができる直系血族がないこと」を「六十歳以上であること」に、「生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと」を「生活資料を得ることができないこと」に改め、同条中第三項ただし書及び第四項から第七項までを削る。

第二十六条第一項中「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「九万二千円」を「十万二千円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については十一万一千円、七十歳以上の者については十二万九千円とする。）」に改め、同項第二号中「九万二千円」

を「前号に規定する額」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき三千五百円とする。

一 先順位者が一人の場合においては、七万一千四百円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については七万七千七百円、七十歳以上の者については八万三千三百円とする。）

二 先順位者が二人以上ある場合においては、前号に規定する額に先順位者のうち一人を除いた者一人につき三千五百円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

3 前二項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母、第二十四条第三項に規定する者の順序による、ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先に

し実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

4 先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

第二十六条に次の二項を加ふる。

5 先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者(同順位者がないときは、次順位者)の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

6 先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者につき当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。

第二十七条第二項中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第二十八条ただし書中「遺族年金について」を「」を削る。

第二十九条第一項第三号中「これらの条件に該当するに至つた日において、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者があつたときは、すべ

ての先順位者の権利が消滅する日。次号において規定する準軍属又は準軍属であつた者の遺族が同項第一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当するに至る日について同じ。」を削る。

年金又は遺族給与金を受けるに、「これらの遺族年金」を「これらの遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第三十二条第四項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第二十五条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つたことによつて支給する遺族給与金については、その支給は、同条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

4 第二項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族給与金の年額は、第二十六条第二項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

第三十一条第二項中「遺族年金を受けるべき範囲」を「遺族年金又は遺族給与金を受けるべき範囲」に改める。

一 その遺族給与金が第二十三条第二項第一号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合には、第二十六条第二項の規定により算出した額から三千五百円を控除した額

第三十二条の見出しを「(遺族年金及び遺族給与金の支給の調整)」に改め、同条第一項中「二以上の遺族年金」を「二以上の遺族年金、二以上の遺族給与金又は遺族年金及び遺族給与金」に、「最高額の遺族年金」を「最高額の遺族年金又は遺族給与金」に、「当該遺族年金」を「当該遺族年金又は遺族給与金」に、「一の遺族年金」を「一の遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条第二項中「二以上の遺族年金を受ける権利を有する者」を「前項に規定する者」に、「前項」を「同項」に、「支給を受けるべき遺族年金」を「支給を受けるべき遺族年金又は遺族給与金」に、「先順位者として遺族年金を受ける」を「先順位者として遺族

二 その遺族給与金が第二十三条第二項第二号又は第三号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合(第二十七条第二項の規定が適用される場合を除く。)には、第二十七条第一項の規定により算出した額から二千円を控除した額

第三十二条の見出しを「(遺族年金及び遺族給与金の支給の調整)」に改め、同条第一項中「二以上の遺族年金」を「二以上の遺族年金、二以上の遺族給与金又は遺族年金及び遺族給与金」に、「最高額の遺族年金」を「最高額の遺族年金又は遺族給与金」に、「当該遺族年金」を「当該遺族年金又は遺族給与金」に、「一の遺族年金」を「一の遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条第二項中「二以上の遺族年金を受ける権利を有する者」を「前項に規定する者」に、「前項」を「同項」に、「支給を受けるべき遺族年金」を「支給を受けるべき遺族年金又は遺族給与金」に、「先順位者として遺族年金を受ける」を「先順位者として遺族

三 その遺族給与金が第二十三条第二項第二号又は第三号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合において、第二十七條第二項の規定が適用される場合は、その額と同条第一項の規定により算出した額に対する割合を二千円に乘じて得た額を控除した額

第三十二条の見出しを「(遺族年金及び遺族給与金の支給の調整)」に改め、同条第一項中「二以上の遺族年金」を「二以上の遺族年金、二以上の遺族給与金又は遺族年金及び遺族給与金」に、「最高額の遺族年金」を「最高額の遺族年金又は遺族給与金」に、「当該遺族年金」を「当該遺族年金又は遺族給与金」に、「一の遺族年金」を「一の遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条第二項中「二以上の遺族年金を受ける権利を有する者」を「前項に規定する者」に、「前項」を「同項」に、「支給を受けるべき遺族年金」を「支給を受けるべき遺族年金又は遺族給与金」に、「先順位者として遺族年金を受ける」を「先順位者として遺族

第四條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第三号中「これらの条件に該当するに至つた日において、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者があつたときは、すべ

第三十四条第二項及び第三項中「二年(厚生大臣の指定する疾病については、六年とする。)」を「四年(厚生大臣の指定する疾病については、十二年とする。)」に改める。

第二十九条第一項第三号中「これらの条件に該当するに至つた日において、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者があつたときは、すべ

第二條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第三号中「これらの条件に該当するに至つた日において、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者があつたときは、すべ

第二條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案

六五四

ことがある者」を加える。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給付を受けていた者」を「給付(以下「増加恩給等」という)のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者」に、「第五項まで」を「第六項まで及び第一号表ノ三の第一款症」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から昭和三十八年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による不具廃疾を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。

第二条第一号中「増加恩給」の下に「若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金又は恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という)附則第五条若しくは附則第二十二條に規定する増加恩給若しくは傷病年金」を加え、同条第二号中「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)」を「法律第五十五号」に改め、「増加恩給」の下に「若しくは同法第

四十六條ノ二に規定する傷病賜金又は法律第五十五号附則第二十二條に規定する増加恩給若しくは傷病年金」を加え、同条第三号中「障害年金」の下に「又は障害一時金」を加え、同条第四号中「年金たる給付」を「年金若しくは一時金たる給付又は旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合若しくは旧財団法人共済協会が支給した一時金たる給付」に改め、同条第五号中「年金たる給付」を「年金若しくは一時金たる給付又は旧通信共済組合その他政令で定める共済組合が支給した一時金たる給付」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和三十八年四月一日前に遺族援護法第九条第一項の規定により附された期限が到来し、同法第七条第一項ただし書若しくは同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第九条第二項の規定により引き続き障害年金を受けることができなかつた者又は同日前に同法第七条第一項ただし書若しくは同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第十四条の規定により障害年金を受ける権利を失つた者は、前項の規定の適用については、当該期限が到来した日又は当該障害年金を受ける権利を失つた日において、当該障害年金と同一の事由による同項第三号に規定する障害一時金を受けた者とみなす。

附則第二項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第

七十四号)」を「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第七条の三の規定、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十四号)」に、「同法第七条に規定する障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改め、「受けていた者」の下に「又は受けたことがある者」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中、第三条から第五条までの規定及び附則第七条の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

一 この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項

二 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八号。以下「法律第八号」という)附則第十二条

三 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「特別給付金支給法」という)第二条及び同法附則第二項

四 附則第七条第一項

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十二年九月三十日まで支給事由

の生じたこの法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という)第七条の規定による障害一時金の支給については、なお従前の例による。

第三条 昭和四十二年九月三十日まで支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の遺族援護法第八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この法律による改正前の遺族援護法第七条の規定により障害年金又は障害一時金を受ける権利を取得した者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、昭和四十二年十月一日において当該障害年金又は障害一時金の支給事由となつた負傷又は疾病による不具廃疾の状態が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く)に定める程度であるものは、障害年金を受ける権利を取得するものとする。

一 障害一時金を受ける権利を取得した日以後昭和四十二年十月一日前に日本の国籍を失わなかつた者

二 遺族援護法第九条第二項の規定により附された期限が到来し、この法律による改正前の同法第七条第一項ただし書又は同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第九条第二項の規定により引き続き障害年金を受けることができなかつた者であつて、当該期限が到

来した日以後昭和四十二年十月一日前に日本の国籍を失わなかつたもの

三 この法律による改正前の遺族援護法第七

第一項ただし書又は同条第三項ただし書の規

定に該当したため同法第十四条の規定により

障害年金を受ける権利を失つた者であつて、

当該権利を失つた日以後昭和四十二年十月一

日前に日本の国籍を失わなかつたもの

2 前項の障害年金については、この法律による

改正後の遺族援護法第七條第五項の規定を適用

しない。

3 第一項の障害年金は、昭和四十二年十月分

から支給する。

4 障害一時金を受けた者に支給する第一項の障

害年金については、政令で定めるところによ

り、当該障害年金の額からすでに受けた障害一

時金の額に相当する額の全部又は一部を控除す

ることができる。

第五條 この法律による遺族援護法第二十五條並

びに第三十四條第二項及び第三項の規定の改正

により遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受け

る権利を有するに至つた者に関し、この法律に

よる改正後の遺族援護法を適用する場合におい

ては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表

の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の

下欄に掲げる日又は月とする。

第二十五條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十二年十月一日
第三十條第一項		
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十二年十月一日
第三十八條第三号		
第二十五條第一項	昭和二十七年四月二日	昭和四十二年十月二日
第三十六條第二項	昭和二十七年四月二日	昭和四十二年十月二日
第三十八條第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十二年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十二年十月二日
第二十九條第一項第二号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十二年九月三十日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十二年九月三十日
第三十八條第一号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十二年九月三十日
第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和二十七年四月	昭和四十二年十月
第三十條第一項	昭和二十七年四月	昭和四十二年十月
第三十條第三項	昭和三十四年一月	昭和四十二年十月
第三十六條第一項第一号	昭和四十二年十月一日	昭和四十二年十月一日
第三十六條第一項第二号	昭和四十二年十月二日	昭和四十二年十月二日

第六條 この法律による遺族援護法第二十五條第

一項の規定の改正により旧軍人等の遺族に対す

る恩給等の特別に関する法律（昭和三十一年法

律第七十七号）第二條第一項から第三項まで

の規定に基づく遺族年金を受ける権利を有する

に至つた者に関し、同条第四項中「昭和三

十二年一月」とあるのは、「昭和四十二年十月

と、昭和三十三年一月一日」とあるのは、「昭

和四十二年十月一日」と読み替へるものとする

る。

（特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 この法律による特別給付金支給法第二

条及び同法附則第二項並びに法律第八号附則第

十二條の規定の改正により特別給付金を受ける

権利を有するに至つた者に関し、特別給付金支

給法を適用する場合においては、同法第三條第

一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十

一年四月一日」とあるのは、「昭和四十二年四

月一日」と読み替へるものとする。

2 前項に規定する者に支給する特別給付金支給

法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかかわらず、昭和四十二年五月十六日とする。

理 由

障害年金、遺族年金等の額を増額し、軍人軍属の日華事変中の障害及び死亡に対する障害年金及び遺族年金の額を昭和十六年十二月八日以後の戦争中の障害及び死亡に係るものと同額にするとともに、準軍属の遺族に対する遺族給与金を後順位に引き上げ、あわせて戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給対象を拡大する等戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善をはかる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

（この法律の趣旨）

第一條 この法律は、戦没者の父母等に対する特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦没者の父母等」とは、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十二年四月一日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者もあつて、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外には子も孫もいなかったものをいう。ただし、その後昭和四十二年三月三十一日までの間に子（養子、その者を継父母とする継子及びその者を嫡母とする庶子を除く。）又は孫（当該死亡した者の死亡後にその者の養子又はその者を継父母とする継子若しくはその者を嫡母とする庶子となつた者の子である孫を除く。）を有するに至つた者を除く。

一 死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十二号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する軍人、準軍人その他の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者（戦時又は事变に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補關の件明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。）であつたことにより支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八

年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第五十五号附則第三十五条の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第二項に規定する扶助料

三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号。以下「遺族援護法」という。）第二十三条第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四百十四号）附則第十一項の規定により支給される遺族年金

四 遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条の規定により承継した義務に基づき、又は同法第七条の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由と

するもの

六 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

2 前項ただし書に規定する「継父母」、「継子」、「嫡母」及び「庶子」は、それぞれ民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する継父母、継子、嫡母又は庶子をいうものとする。

3 昭和四十二年四月一日において次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定の適用については、同日において同項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。

一 第一項各号に規定する法律（同項第五号に掲げる給付については、当該給付に係る法令）の規定による先順位者又は同項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者がいるためこれらの給付を受ける権利を有しない父母及び祖父母

二 遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していないため第一項第三号又は第四号に掲げる給付を受ける権利を有しない父母及び祖父母

(特別給付金の支給)

第三条 戦没者の父母等には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受けるべき戦没者の父母等の順位は、父母、祖父母の順序による。この場合においては、父母及び祖父母について、それぞれ当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者を先にし、同順位に父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位に祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 前項の規定により特別給付金を受けるべき順位にある戦没者の父母等が、昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上（その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合において、同順位者がいないときは、次順位者の申請により、当該次順位者（当該次順位者と同順位に他の戦没者の父母等があるときは、そのすべての同順位者を特別給付金を受けべき順位の戦没者の父母等とみなすことができる）

る。

4 前項に規定する次順位者が、昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上（その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合も、同項と同様とする。

（裁定）

第四条 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第五条 特別給付金の額は、十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別給付金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求）

第六条 同一の支給事由により特別給付金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、

これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該特別給付金の請求を行わなければならない。

（特別給付金を受ける権利の受継）

第七条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3 第五条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

（時効）

第八条 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

（時効の中断）

第九条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（譲渡又は担保の禁止）

第十条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第十一条 特別給付金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

（非課税）

第十二条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十三条 第五条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（国債の償還金の返還の免除）

第十四条 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の父母又は祖父母に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

（権限の委任）

第十五条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案

六五八

(省令への委任)

第十六条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。
(国債の発行の日)

2 第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十二年五月十六日とする。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十三号の五の次に次の一号を加える。

六十三の三 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第 号)

の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を施行すること。

理 由

すべての子が戦没者である父母その他これと同様の事情にある者の置かれていた特別の事情にかんがみ、これらの者に特別給付金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。
社会労働委員長川野芳満君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔川野芳満君登壇〕

○川野芳満君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の第一点は、款症程度の障害者に対して、障害年金または障害一時金を受給者の選択により支給すること。

第二点は、恩給法の一部改正に関連して、本法の障害年金、障害一時金、遺族年金及び遺族給与金等を、それぞれ増額するとともに、軍人軍属が日華事変中に不具廃疾となり、または死亡した場合に支給する障害年金及び遺族年金の額について

も引き上げること

第三点は、祖父母等に対する遺族年金等の支給要件を緩和するとともに、準軍属の遺族のうち後順位のものについても遺族給与金を支給すること

第四点は、勤務に関連する傷病による弔慰金の支給要件を緩和すること

また、未婚遺族留守家族等援護法、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法につきましては、留守家族手当の額及び療養手当の額を引き上げるとともに、特別給付金の支給範囲を拡大すること等でありました。

次に、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案について申し上げます。

本案のおもな内容は、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより死亡した者の父母または祖父母として、本年四月一日において、公務扶助料、遺族年金、遺族給与金等の年金給付を受ける権利または資格を有する者であつて、戦没者の死亡の当時他に子も孫もなく、その後本年三月三十一日までの間に子も孫も出生しなかつた者に対し、十萬円の特別給付金を支給すること等でありました。

両法案は、四月六日本委員会に付託となり、自來熱心なる質疑応答が行なわれたのであります。が、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、両法案はいずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

改正する法律案に対しては附帯決議を付しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 水田三喜男君
自治大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
厚生政務次官 田川 誠一君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二日、内閣を経由して日本銀行政策委員会議長宇佐美洵君から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和四十一年日本銀行政策委員会報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、昨七日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長 鶴見 清彦

社会保険庁長官事務取扱 山本 正淑

(政府委員任命)

一、昨七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、七日議長において承認した鶴見清彦外一名を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、六日付をもつて外務省経済局長加藤匡夫は特命全權大使に、社会保険庁長官山本正淑は厚生事務次官にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二日、文教委員会において、次の通り理事

事を補欠選任した。

理事 西岡 武夫君(理事菊池義郎君去る二日理事辞任につきその補欠)

一、昨七日、通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 佐々木良作君(理事佐々木良作君去る二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

稲村 隆一君

大橋 敏雄君

佐々木良作君

地方行政委員

佐々木秀世君

華山 親義君

加藤 六月君

法務委員

下平 正一君

稲村 隆一君

文教委員

木村 武雄君

麻生 良方君

社会労働委員

菅波 茂君

北側 義一君

商工委員

千葉 佳男君

大原 亨君

通信委員

下平 正一君

佐々木良作君

建設委員

予算委員

決算委員

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

下平 正一君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

中谷 鉄也君

玉置 一徳君

浅井 美幸君

千葉 佳男君

中野 明君

伊藤惣助丸君

吉田 之久君

大村 襄治君

安井 吉典君

山田 久就君

華山 親義君

加藤 六月君

佐々木秀世君

稲村 隆一君

下平 正一君

麻生 良方君

大橋 敏雄君

菅波 茂君

北側 義一君

佐々木良作君

中谷 鉄也君

下平 正一君

大原 亨君

千葉 佳男君

玉置 一徳君

建設委員

予算委員

千葉 佳男君

大原 亨君

角屋堅次郎君

實川 清之君

中川 一郎君

中山 マサ君

(常任委員補欠選任)

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

西宮 弘君

伊藤惣助丸君

吉田 之久君

大村 襄治君

安井 吉典君

山田 久就君

華山 親義君

加藤 六月君

佐々木秀世君

稲村 隆一君

下平 正一君

麻生 良方君

大橋 敏雄君

菅波 茂君

北側 義一君

佐々木良作君

中谷 鉄也君

下平 正一君

大原 亨君

千葉 佳男君

玉置 一徳君

建設委員

予算委員

千葉 佳男君

大原 亨君

角屋堅次郎君

實川 清之君

中川 一郎君

中山 マサ君

千葉 佳男君

大原 亨君

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

六六〇

決算委員 浅井 美幸君 一、去る六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 法務委員 中谷 鉄也君 下平 正一君 商工委員 下平 正一君 中谷 鉄也君 一、昨七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 大蔵委員 増岡 博之君 河野 洋平君 社会労働委員 亀岡 高夫君 中川 一郎君 藤尾 正行君 塩川 正十郎君 大石 武一君 増岡 博之君 中山 マサ君 福永 一臣君 農林水産委員 角屋堅次郎君 實川 清之君 運輸委員 大石 武一君 中山 マサ君 亀岡 高夫君 中川 一郎君 予算委員 實川 清之君 角屋堅次郎君 (特別委員辞任) 一、去る五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 沖繩問題等に関する特別委員 森 清君 佐々木秀世君	一、去る六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 小平 忠君 公職選挙法改正に関する調査特別委員 原田 憲君 一、昨七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 中川 一郎君 阿部 昭吾君 榎崎弥之助君 細谷 治嘉君 石炭対策特別委員 細谷 治嘉君 石川 次夫君 産業公害対策特別委員 中井徳次郎君 中谷 鉄也君 (特別委員補欠選任) 一、去る五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 沖繩問題等に関する特別委員 佐々木秀世君 森 清君 一、去る六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 災害対策特別委員 稲富 稜人君 奥野 誠亮君 公職選挙法改正に関する調査特別委員 奥野 誠亮君 一、昨七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 災害対策特別委員 中山 榮一君 細谷 治嘉君	中澤 茂一君 中川 一郎君 阿部 昭吾君 石炭対策特別委員 石川 次夫君 細谷 治嘉君 産業公害対策特別委員 中谷 鉄也君 中井徳次郎君 (条約提出) 一、去る二日、内閣から提出した条約は次の通りである。 関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めの件 (議案提出) 一、去る三日、議員から提出した議案は次の通りである。 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十一名提出) 一、去る五日、議員から提出した議案は次の通りである。 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田耻目君外四十一名提出) 一、去る五日、内閣から提出した議案は次の通りである。 石炭鉱業年金基金法案 一、去る六日、議員から提出した議案は次の通りである。 公害対策基本法案(折小野良一君外一名提出)	駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(山花秀雄君外十二名提出) 国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出) 一、昨七日、議員から提出した議案は次の通りである。 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(田畑金光君外二名提出) 電気工事業及び電気工事士法案(麻生良方君外二名提出) (議案受領) 一、去る二日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案 (条約付託) 一、去る二日、委員会に付託された条約は次の通りである。 関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めの件(条約第一九号) 外務委員会 付託 (議案付託) 一、去る二日、委員会に付託された議案は次の通りである。 オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院
--	--	---	--

送付) 文教委員会 付託

公害対策基本法案(角屋堅次郎君外六名提出、衆法第一二二号)

公害の顯著な地域等における公害防止特別措置法案(角屋堅次郎君外七名提出、衆法第一二二号)

公害対策基本法案(内閣提出第二二八号)

以上三件 産業公害対策特別委員会 付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十一名提出、衆法第一四号)

社会労働委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田趾目君外四十一名提出、衆法第一五号)

社会労働委員会 付託

一、昨七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(山花秀雄君外十二名提出、衆法第一七号)

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出、衆法第一八号)

以上二件 社会労働委員会 付託

石炭鉱業年金基金法案(内閣提出第一四〇号)

石炭対策特別委員会 付託

公害対策基本法案(折小野良一君外一名提出、衆法第一六号)

産業公害対策特別委員会 付託

(条約送付)

一、去る二日、参議院に送付した条約は次の通りである。

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

宮内庁法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公害対策基本法案(角屋堅次郎君外六名提出)

公害の顯著な地域等における公害防止特別措置法案(角屋堅次郎君外七名提出)

一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十一名提出)

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を

改正する法律案(山田趾目君外四十一名提出)

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公害対策基本法案(折小野良一君外一名提出)

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(山花秀雄君外十二名提出)

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出)

(議案通知)

一、去る二日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

天津の日本科学機器展覧会の出品に関する質問主意書(田中武夫君提出)

(緊急質問提出)

一、今八日、提出した緊急質問は次の通りである。

政治資金規正法改正に関する緊急質問(島上善五郎君提出)

政治資金規正法提出遅延に関する緊急質問(門司亮君提出)

政治資金規正法改正に関する緊急質問(伏木和雄君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る六日、内閣から衆議院議員石田有全君提出熊本県水俣湾並びに阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問に対して、事件の経過について調査する必要がある、これに日時を必要とするため、昭和四十二年六月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、国税三税(所得税、法人税、酒税)の伸長による地方交付税総額の増加に伴い、地方交付税の単位費用等を次のとおり改正しようとするものである。

1 給与改定の平年度化、生活保護基準の引上げ等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改める。

2 昭和四十一年度において行なつた投資的経費にかかる基準財政需要額の特別事業債への振替による減額分を旧に復するとともに、道路事業等の公共事業費の増加に伴い、投資的経費にかかる基準財政需要額を充実するた

め、関係費目の単位費用を改める。

3 道府県および市町村の「道路費」および「橋りより費」を統合して「道路橋りより費」とし、これらの財政需要額をあわせて算定する。

4 下水道事業の充実ははかり、あわせて経費算定の合理化をはかるため、市町村の経費の種類として「下水道費」を新たに設ける。

5 投資的経費に関する各種の補正を整理統合し、態容補正の一として投資的経費の必要度に応じた適確な算定を行なうための補正を新たに設ける。

6 公営企業金融公庫法その他関係法律に所要の改正を行なう。

二 議案の可決理由

最近における地方財政の実状に対処するため、地方交付税の単位費用等を改正しようとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に地方交付税交付金として八千九百二十一億六千八百六十五千円を計上している。

右報告する。

昭和四十二年六月二日

地方行政委員長 亀山 孝一

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の事項についてすみやかに措置すべきである。

一 都市とくに大都市は、交通安全、公害、再開発等緊急に処理すべき対策に迫られている実態にかんがみ、その税財政制度にさらに検討を加え、財源の充実に努めること。とくに現存する差等国庫補助負担率はすみやかに廃止すること。

二 地方財政の健全な運営に資するため、とくに地方債については、政府資金の大幅な増加により、資金構成の内容改善を図り、公営企業金融公庫の融資対象の拡大、貸付条件の改善等に努めること。

右決議する。

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十二年度の地方財政の健全な運営をはかるため、必要な財政上の特別措置を

講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 昭和四十二年度に限り、地方公共団体に対して臨時地方財政交付金百二十億円を交付する。

(二) 臨時地方財政交付金の種類及びその種類ごとの総額は、次のとおりとする。

第一種交付金 九十五億円
第二種交付金 二十五億円

(三) 第一種交付金は、昭和四十一年度において発行された特別事業債の償還財源等を考慮し、昭和四十二年度分の普通交付税とあわせて交付する。

(四) 第二種交付金は、市町村における道路財源の充実に資するため、市町村道の延長にあん分して市町村(特別区を含む。)に対して交付する。

(五) 臨時地方財政交付金の交付に伴い、普通交付税の算定方法等について特例を設ける。

二 議案の可決理由

地方財政の現状にかんがみ、昭和四十二年度において臨時地方財政交付金百二十億円を地方公共団体に交付しようとする本案の措置を妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本法施行に要する経費

昭和四十二年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に臨時地方財政交付金として百二十

億円を計上している。

右報告する。

昭和四十二年六月二日

地方行政委員長 亀山 孝一

衆議院議長 石井光次郎殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

別途今国会に提出された「昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案」において、地方財政の健全な運営に資するため、四十二年度限りの措置として、臨時地方財政交付金百二十億円を地方公共団体に交付することとしていることに伴い、同交付金の交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととするともに、同交付金に相当する金額を予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れることができるものとするとして、

二 議案の可決理由

臨時地方財政交付金の交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうことは、適当な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

臨時地方財政交付金として百二十億円を一般

會計からこの特別會計に繰り入れることとして
いる。
右報告する。

昭和四十二年六月二日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井光次郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者等の遺族、未帰還者の留守
家族及び戦傷病者の妻に対しては、戦傷病者戦
没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、未帰
還者留守家族等援護法及び戦傷病者等の妻に対
する特別給付金支給法等により各般にわたる援
護の措置が講ぜられているが、今般さらに、こ
れら援護措置の改善をはかりとするものであ
る。

その要旨は次のとおりである。

(一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に
関する事項

1 救済程度の障害者に対しては、障害年金
又は障害一時金を受給者の選択により支給
するものと改めること。

2 別途本国会に提案された恩給法の一部改
正による傷病恩給の増額に関連して、軍人
軍属及び準軍属であつた者に支給する障害

年金及び障害一時金の額をそれぞれ引き上
げ、特別項症から第二項症までの者に支給
する障害年金の加給額を軍人軍属について
は、現行の三万一千円から四万三千円に、
準軍属については、現行の二万一千七百円
から三万百円にそれぞれ引き上げること。

3 軍人軍属が日華事変中いわゆるみなし公
務傷病により不具廃疾となり又は死亡した
場合に支給する障害年金及び遺族年金の額
を昭和十六年十二月八日以後の戦争中の不
具廃疾又は死亡に係るものと同額とするこ
と。

4 祖父母等に対する遺族年金及び遺族給与
金の支給条件のうち、当該祖父母等を扶養
する直系血族がないことという条件を撤廃
すること。

5 準軍属の遺族のうち、後順位のものにつ
いても遺族給与金三千五百円を支給するこ
と。

6 先順位者に係る遺族年金の額現行九万二
千円及び遺族給与金の年額現行六万四千四
百円をそれぞれ当該先順位者の年齢別に次
のとおり引き上げること。

(1) 配偶者及び子を除いた六十五歳未満の
者については、遺族年金十万二千円、遺
族給与金七万一千四百円

(2) 六十五歳以上七十歳未満の者並びに六
十五歳未満の配偶者及び子については、

遺族年金十一万二千円、遺族給与金七万
七千七百円

(3) 七十歳以上の者については、遺族年金
十一万九千円、遺族給与金八万三千三百
円

7 勤務に関連する傷病による死亡を事由と
する弔慰金につき、在職期間経過後二年(結
核、精神病については、六年)以内に死亡
した場合に支給することとなつてゐるのを
在職期間経過後四年(結核、精神病につ
いては、十二年)以内に死亡した場合にも支
給することと改めること。

(二) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関
する事項

遺族年金の額の引上げに準じて、留守家族
手当の月額現行七千六百七十円を七十歳以上
の者について九千九百二十円にする等年齢別
に引き上げること。

(三) 戦傷病者特別援護法の一部改正に関する事
項

長期入院患者に支給する療養手当の月額現
行三千円を三千四百円に引き上げること。

(四) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
の一部改正に関する事項

恩給法による特別項症から第五項症までの
戦傷病者の妻に対して支給することとなつて
いる特別給付金を、第六項症及び第七項症の
戦傷病者の妻にも支給すること。

二 議案の可決理由

障害年金、遺族年金等の額を増額し、準軍属
の遺族に対する遺族給与金を後順位の遺族にも
支給するとともに戦傷病者等の妻に対する特別
給付金の支給対象を拡大する等戦傷病者戦没者
遺族等の処遇の改善を図ることは時宜に資する
ものと認め、本案は、原案の通り可決すべきも
のと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決
した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算(厚生省所管)に
十三億一千五百九十九千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十二年度以降に
おいて、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に
特別給付金として総額二十九億円、特別弔慰金
として総額七千五百万円が計上される見込とな
つてゐる。

右報告する。

昭和四十二年六月八日

社会労働委員長 川野 芳満

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案に対する附帯決議
政府は、左記事項につき速やかに実現するよう
検討、努力すること。

一 わが国経済成長の実情にかんがみ、援護の最

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号 議案に関する報告書

六六四

低基準を大幅に引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。

二 満州開拓青年義勇隊員の募集の実情及び課せられた任務等の実態にかんがみ、昭和二十年八月八日以前の死没者の遺族の援護はもろろん、その他の場合においても必要な援護措置を講ずること。

三 わが国が世界唯一の原爆被爆国である事実にかんがみ、原爆被爆地において、旧防空法等による国家要請により、防空等の業務に従事中死亡又は身体に障害をこうむつた者に対し、昭和四十三年度を目途として援護措置を講ずること。

なお、被爆地以外の地域についても必要な措置につき検討すること。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、過ぐる大戦において、戦陣その他公務により死没した軍人軍属及び準軍属の遺族に対しは、すでに恩給法、戦傷病者戦没者遺族

等援護法等による公務扶助料、遺族年金等支給の措置が講ぜられているが、すべての子が戦没者である父母等の置かれている特別の事情にかんがみ、今回、特別給付金を支給しようとするものである。

その要旨は次のとおりである。

1 特別給付金は、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十二年四月一日において、次の給付を受ける権利又は資格を有する者で、当該死亡した者の死亡当時他に子も孫もいなかったものに支給すること。

ただし、その後昭和四十二年三月三十一日までの間に子が出生した者を除く。

(1) 旧軍人、旧準軍人、又は旧軍属に係る公務扶助料

(2) 特例扶助料

(3) 遺族年金

(4) 特例遺族年金

(5) 遺族給与金

(6) もとの陸軍又は海軍の雇傭人等に係る旧

令共済殉職年金

(7) もとの陸軍又は海軍に配属された雇傭人に係る各省共済殉職年金

2 特別給付金を受けるべき者が複数の場合は次の順序によること。

(1) 死亡した者と生計関係を有した父母

(2) (1)以外の父母

(3) 死亡した者と生計を有した祖父母

(4) (3)以外の祖父母

なお、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にすること。

3 特別給付金の額は十万円とし、五年以内償還すべき記名国債(無利子)をもつて交付すること。

4 特別給付金を受ける権利は譲渡又は担保に供することができないこと。

5 特別給付金を受ける権利を有する者が、特別給付金の請求をしないで死亡した場合、その相続人は自己の名で死亡した者の特別給付金を請求することができること。

6 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわ

ないときは、時効によつて消滅すること。

7 特別給付金を受ける権利の裁定は、請求により厚生大臣が行なうこととし、政令によりその権限を都道府県知事等に委任できると。

なお、国債の償還金の支払事務は郵政大臣が取り扱うことができること。

二 議案の可決理由

すべての子が戦没者である父母その他これと同様の事情にある者の置かれている特別の事情にかんがみ、これらの者に特別給付金を支給することは、時宜に適應するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算(厚生省所管)に特別給付金事務処理費として約六百万円が計上されている。

なお、国債の償還金は昭和四十二年度以降において国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に総額十億円が計上される見込みとなつて右報告する。

昭和四十二年六月八日

社会労働委員長 川野 芳満

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第二十一号中正誤

ベシ 段行 誤 正 五百億

五三 三 末八 五億 予定

五二 一 一九 子定 五十八億円

五二 三 末六 五十八億 政府

五二 三 末三 府府 会計検査

五二 二 八 会計検査院 この場合

五二 四 末二 場合 抵当付

五二 上 一段 抵当以 法人

五二 下 一段 法人 抵当権

五二 三 末二 低当権 百八十五号

五二 一 末九 百八十五号 整備

五二 二 末六 整理 課税

五二 一 一三 課程 只松

五二 一 一九 松只 二 議案

五二 一 一〇 三 議案 衆議院

五二 二 三 參議院 衆議院

衆議院会議録第二十二号中正誤

ベシ 段行 誤 正 内閣提出案

五二 四 末三 内閣提出 内閣提出案

五二 二 末八 あわせて あわせ

五二 二 末五 規則 規則

五二 二 一六 審査会 審査会

五二 一 一七 来年度 本年度

五二 二 二五 団体 団地

五二 三 一四 ぐらいは 富夫君

五二 三 末九 富夫 終始

五二 四 五 終結 質疑は

五二 二 末九 質疑を 成長

五二 一 一四 成立 成長

昭和四十二年六月八日 衆議院會議録第二十三号

六六六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二十五円
(大正七年度紙は三十円)
(郵送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京五八二四四二(六)